

3 報告の徴収及び立入検査

主務大臣は、特定事業者の再商品化義務が適正に履行されているかどうかを確認するために、特定容器（又は特定包装）を用いる量、回収する量・方法、再商品化義務量の算出方法、再商品化の方法等について報告を求めることができるとされています。

また、特定事業者の事務所、工場等に対し立入検査を行い、帳簿等について検査することができることとされています。

4 罰則等

指導・助言、勧告、公表及び命令

主務大臣は、再商品化義務を果たさない者に対して次の措置をとることができることとされています。

イ 指導及び助言

再商品化義務量の再商品化の実施を確保するために必要があると認めるときは、再商品化の実施に関し必要な助言及び指導をすること

ロ 再商品化すべき旨の勧告

正当な理由がないにもかかわらず、再商品化を実施しない特定事業者に対して、再商品化すべき旨の勧告をすること

ハ 勧告に従わなかったときの公表

ロの勧告に従わなかったときにおいて、その旨を公表すること

ニ 命令

ハの公表をされた後においても、勧告に係る措置をとらなかったときにおいて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること

罰則

イ 再商品化をすべき旨の命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処せられます。

ロ 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する措置をとるべき旨の命令に違反した容器包装多量利用事業者は、50万円以下の罰金に処せられます。

ハ 次の場合には、20万円以下の罰金に処せられます。

- ・ 容器包装多量利用事業者が定期報告書を提出しない又は虚偽の報告をした場合
- ・ 報告の徴収について、報告しない又は虚偽の報告をした場合
- ・ 帳簿について、記載しない、虚偽の記載を行う又は帳簿の保存をしなかった場合
- ・ 立入検査について、検査を拒み、妨げ又は忌避した場合